

町有地売却に係る入札説明書

1 物件

所在地	埼玉県入間郡毛呂山町岩井西4丁目5番5・6
面積	386.67 m ²
地目	宅地
都市計画区域	市街化区域
用途地域	第1種中高層住居専用地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
最低売却価格	12,700,000 円
入札保証金	640,000 円

2 入札参加資格要件

入札に参加する者は、個人・法人及び町内在住・在勤を問いません。ただし、以下のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次に掲げる事項のひとつに該当すると認められるもので、その事実があった後2年を経過していない者
 - ア 毛呂山町との契約の履行にあたり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 毛呂山町の行う競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 毛呂山町の行う競争入札の落札者が契約を締結することまたは毛呂山町との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督または検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく、毛呂山町との契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結または契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団員（毛呂山町暴力団排除条例（平成24年毛呂山町条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）がその事業活動を支配している者又はその他暴力団員との関係が認められる者
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体もしくはその構成員である者
- (5) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有していない者
- (6) 20歳未満の者（その親権者などが代理人として参加する場合を除く）

3 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定に則って毛呂山町が執行する一般競争入札手続きの一部です。なお、本入札説明書に定めのない事項については、毛呂山町の入札・契約関係の諸規定によるものとします。
- (2) 売払代金の残金を納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当するとみなされ、一定期間毛呂山町の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。

4 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、全額納付した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損・焼失など毛呂山町の責に帰すことのできない損害の負担は落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。
- (3) 毛呂山町は、売払代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に嘱託します。
- (4) 物件にかかわる調査、土壌調査などは行っておりません。また、開発など（建築など）に当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。
- (5) 物件は現況のまま所有権移転します。毛呂山町は工作物の補修、撤去、立木の伐採、雑草の草刈りなどの負担及び調整は行いません。また、越境物の処理について毛呂山町は関与しません（契約後に判明した場合も同様です。）。

5 共同入札について

- (1) 共同入札とは
1つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。
- (2) 共同入札における注意事項
ア 共同入札をする場合は、共同入札者の中から1名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。
イ 共同入札する場合は、共同入札者全員の印鑑登録証明書および共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書を毛呂山町に提出することが必要です。
ウ 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や登記事項証明書の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

6 入札保証金

- (1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。

(2) 入札保証金の納付方法

ア 入札保証金には利息を付しません。

イ 入札に参加される方は、令和5年2月2日（木）午前9時から午前11時までの間に、毛呂山町役場会計課にて現金で入札保証金を納付していただきます。

ウ 入札保証金は、640,000円とします。毛呂山町契約規則第4条において、入札保証金額は入札金額の100分の5以上の額としています。

(3) 入札保証金の没収

落札者が契約締結期限までに毛呂山町の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

入札参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当することをご了承ください。

(5) 入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

7 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の納付

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに毛呂山町が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。売払代金の残金が納付された時点で、所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに毛呂山町が納付を確認することが必要です。

ア 毛呂山町が指定する口座への入金

イ 現金を毛呂山町へ直接持参

現金による納付は、毛呂山町役場内の金融窓口のみで可能です。納付希望日を管財課管財係と事前にご相談ください。

8 応募から土地引渡しまでの手続き

(1) 入札説明書の配布

入札説明書は、令和5年1月10日（火）以降、毛呂山町ホームページ及び管財課窓口

て配布します。

ア 毛呂山町ホームページURL <http://www.town.moroyama.saitama.jp/>
総合サイト > ホーム（行政サイト） > 事業者の方へ > 入札・契約
> 町有地の売払いに係る一般競争入札のお知らせ（令和5年1月10日 告示）

イ 管財課窓口 埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地 毛呂山町役場5階
電話 049-295-2112 内線541、542

(2) 質問書の提出

ア 提出方法

質問書（様式第6号）により提出してください。提出は、直接持参または電子メールにてお願いします。

電子メールアドレス kanzai@town.moroyama.lg.jp

イ 受付期間

令和5年1月23日（月）午後5まで

ウ 回答

令和5年1月26日（木）までに全ての質問と回答を毛呂山町ホームページに掲載します。
ただし、質問者名は掲載しません。

(3) 入札参加申込書

入札へ参加を希望する方は、入札参加申込書（様式第1号）または入札参加申込書（共同入札用）（様式第2号）を提出してください。なお、現地説明会は開催しませんので、書類提出前に現地現況等をご確認のうえで応募されますようお願いいたします。

ア 受付期間 令和5年1月10日（火）から令和5年2月1日（水）まで
（ただし、閉庁日（土曜日・日曜日・祝日等）を除く）

イ 受付方法 毛呂山町役場管財課へ直接持参

ウ 提出書類

No.	提出書類	法人	個人
1	入札参加申込書（様式第1号）	○	○
2	入札参加申込書（共同入札用）（様式第2号）	(○)	(○)
3	住民票	×	○
4	印鑑登録証明書	×	○
5	誓約書（様式第3号）	○	○
6	登記事項証明書	○	×
7	印鑑証明書	○	×

注

No.2…共同入札で参加される方の全員分を記入。

No.3…申請日前3か月以内に交付されたもの。写し可。共同入札を行う場合は、全員分。

No.6・7…申請日前3か月以内に交付されたもの。写し可。

※追加で書類を求める場合があります。

(4) 入札参加資格審査

原則として、入札参加申込書提出時に入札参加資格の有無について審査します。入札参加申込書（様式第1号）または入札参加申込書（共同入札用）（様式第2号）のコピーに受付印を押印したものをお渡ししますので入札当日必ずご持参ください。上記の書類（入札参加申込書のコピーに受付印を押印したもの）がない場合は、入札会場に入ることができません。なお、後日になって入札参加資格がないことが判明した場合は、上記の書類があっても入札に参加することができません。

ア 審査期間 令和5年1月10日（火）から令和5年2月1日（水）まで

（ただし、閉庁日（土曜日・日曜日・祝日等）を除く）

イ 提出場所審査場所 毛呂山町役場管財課

(5) 入札保証金の納付

ア 日時 令和5年2月2日（木）午前9時から午前11時00分

イ 納入場所 毛呂山町役場1階会計課

(6) 入札

ア 入札日時 令和5年2月2日（木） 午後1時30分

イ 入札場所 毛呂山町役場 5階 501会議室

ウ 入札控室 なし

エ 入札方法

入札参加者は、入札書（様式第4号）に必要事項を記載し、記名押印のうえ、これを封書にし、入札会場内の指示された場所に提出してください。なお、入札会場へは1人しか入場できません。

オ 入札書記載金額

入札書記載金額は物件価格の総額を記入してください。なお、土地には消費税がかかりません。

カ 落札価格

入札書記載金額をもって落札価格とします。

キ 委任状

代理人をして入札される場合は、委任状（様式第5号）を提出してください。

（例：申込みが代表取締役名で、実際に入札参加者が営業担当者の場合は代理人の入札となりますので委任状が必要になります。）

ク 落札者の決定方法

（ア） 最低売却価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

（イ） 落札とすべき同額の入札をした者が2名以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定します。この場合、当該入札者はくじを辞退することができません。当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときには、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

(ウ) 入札に参加する者の数が1人の場合であっても、入札を執行するものとします。

ケ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効となります。

(ア) 入札に参加する資格のない者がした入札

(イ) 入札者の記名押印のない入札書による入札

(ウ) 記入すべき事項の記入がない入札書または記入した事項の判読ができない入札書による入札

(エ) 金額を訂正した入札書による入札

(オ) 記載事項（金額を除く。）の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札書による入札

(カ) 代理人で委任状を提出しない者がした入札

(キ) 同一入札について入札者またはその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札

(ク) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札

(ケ) 明らかに連合によると認められる入札

(コ) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(サ) その他入札の条件に違反した入札

コ その他

(ア) 入札者は、いったん提出した入札書の書き換え、引き換えまたは撤回をすることはできません。

(イ) 入札参加者が連合し、または妨害、不正行為等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがあります。

(ウ) この説明書に掲げる項目以外の入札に係る規定については、地方自治法、施行令、毛呂山町契約規則、毛呂山町指名競争入札参加者心得、その他関係法令等の定めるところによることとします。

(7) 契約

ア 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約を締結してください。

イ 契約は入札参加申込書の申込者名で行います。

(8) 落札金額の納付期限

落札金額は、契約締結後30日以内に納付をお願いいたします。

(9) 所有権移転及び引渡し時期

ア 所有権は、売買代金完納と同時に移転します。登記の手続きは町が行いますが、移転登記に必要な登録免許税等は落札者の負担となります。登記の手続きに際して、別途必要書類の提出をお願いすることがあります。

イ 所有権の移転完了後は、現状のまま引渡しを行います。

(10) その他

入札に参加しようとする者は、関係法令の遵守・徹底を図るとともに、本説明に記載された事項について熟知されますようお願いいたします。

問い合わせ

毛呂山町役場 管財課 管財係

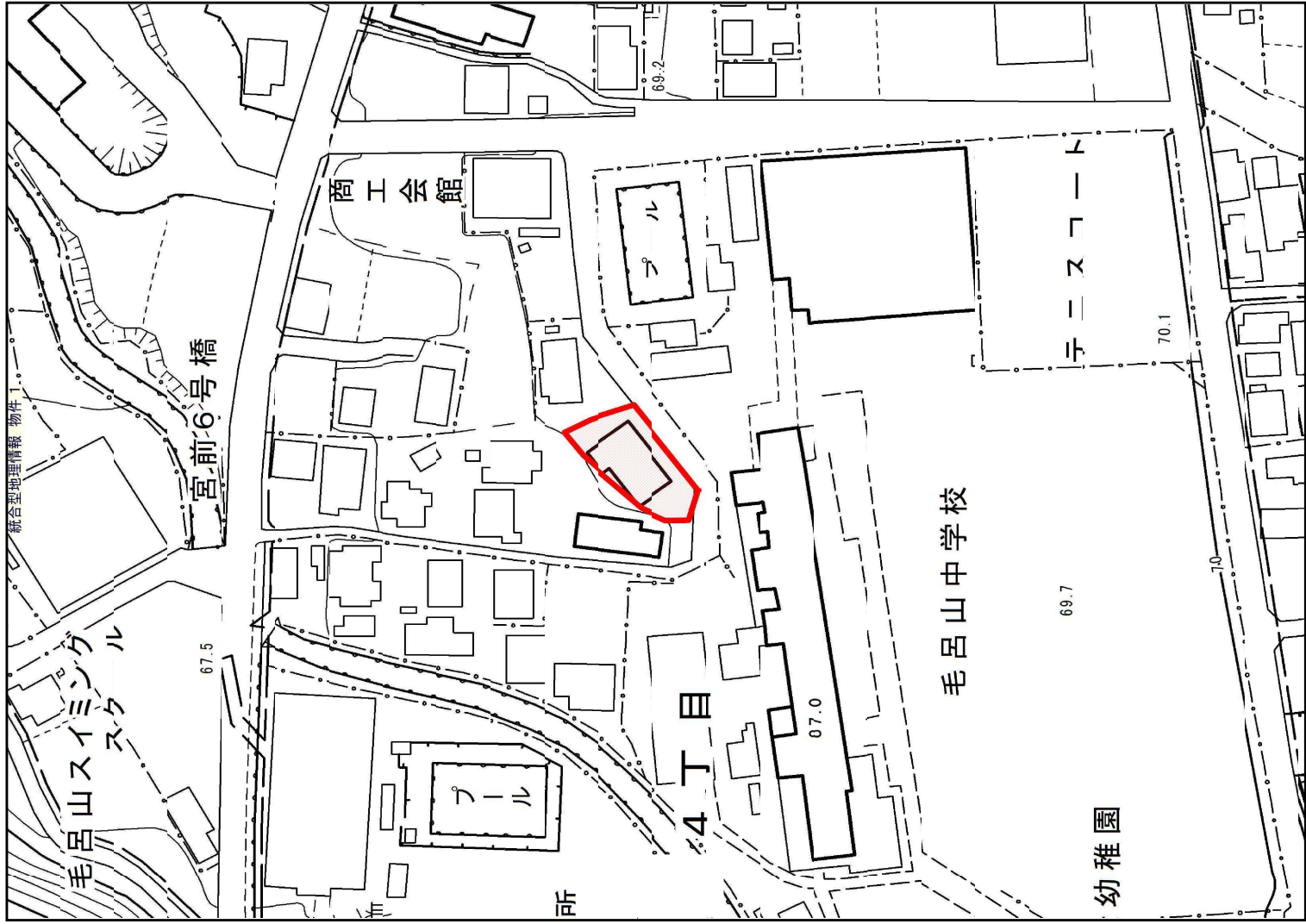
電話 049-295-2112 内線 541・542

ファックス 049-295-0771

電子メール kanzai@town.moroyama.lg.jp

物件 1

土地の所在：岩井西 4 丁目 5-5、5-6





物件01_学童保育跡地01



物件01_学童保育跡地02